

事務連絡  
平成22年12月2日

各都道府県・保健所設置市・特別区水道行政主管部局 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

水道における衛生上の措置の徹底及び  
一部業務を委託する際の水道技術管理者の設置等について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今般、別紙のとおり、簡易水道において、給水栓における水中の遊離残留塩素が0.1mg/L未満に低下したにもかかわらず1ヶ月以上にわたって適切な対応がなされず、衛生上問題のある水が長期間にわたり供給される水質事故が発生しました。

当該簡易水道においては、水道法第20条第1項に規定される毎日検査（一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）について、週7日のうち5日は町から委託により住民が給水末端で測定していましたが、その他2日は給水末端での検査は行われていませんでした。さらに、異常が発生した場合においても即座に連絡される体制とはなっていませんでした。

また、水道の管理に関する技術上の業務の一部（浄水場運転業務、水質検査業務の一部、施設点検等）を水道法第24条の3第1項に基づき委託していましたが、業務委託範囲外の業務を統括すべき水道技術管理者が当該簡易水道事業体に設置されていませんでした。

水道における衛生上の措置の徹底及び一部業務を委託する際の水道技術管理者の設置等について、下記に留意することが必要であり、貴都道府県等におかれでは、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道設置者に対し、遺漏のないよう引き続き指導をお願いするとともに、水道の管理の適正を確保するために必要と認められる場合においては、水道法第39条第1項及び第2項に規定する必要な報告の徴収又は立入検査により、適切に監督するようお願いします。

なお、今後とも、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道設置者において飲料水の水質異常などが発生した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成14年6月28日付け健水発第0628001号）に基づき、当課宛てに直ちに連絡するようお願いします。

記

1. 残留塩素濃度管理の徹底について

水道により供給される水が安全かつ清浄なものであることを確保するため、水道法第22条で義務づけられている消毒その他衛生上の必要な措置の徹底、特に水道法施行規則第17条第1項の規定によ

る給水栓における水の残留塩素が保持されるように塩素消毒をすること。次亜塩素酸ナトリウム等の保管温度及び保管期間に配慮し、消毒剤中の有効塩素濃度を確実に確保するとともに、適宜、次亜塩素酸ナトリウム等の塩素注入設備の点検を行い、塩素の実注入量を確認する等の措置を講じ、給水栓における水の残留塩素が確実に保持されていることを水道法施行規則第15条第1項の規定による検査により毎日確認すること。

## 2. 水道事業者が一部業務を委託する際の水道技術管理者の設置等について

水道事業者は水道法第19条第1項に基づき、水道技術管理者を一人置かなければならないのは言うまでもないが、水道の管理に関する技術上の業務の一部を水道法第24条の3第1項に基づき委託する際ににおいても、委託業務の範囲外においては、水道事業者が水道技術管理者たる資格を有するものを水道技術管理者に置き、業務に従事させること。今般のように、給水栓の水の毎日検査を自ら実施する場合には、給水栓の末端部分の消毒の残留効果の確認や水道管理業務受託者への検査結果の毎日の連絡については、水質検査及び衛生上の措置に関する当該水道技術管理者の責務に含まれること。

## 3. 水道管理業務者が一部業務を受託する際の受託水道業務技術管理者の設置等について

水道事業者が、水道法第24条の3第1項に基づき、水道の管理に関する技術上の業務の一部（浄水場運転業務、水質検査業務、施設点検等）を委託する場合において、水道管理業務受託者は、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならないのは言うまでもないが、給水末端における残留塩素濃度を確保するための浄水場運転管理や施設点検については、衛生上の措置に関する当該受託水道業務技術管理者の責務に含まれること。

## 【別紙】

### 青森県五戸町北部地区簡易水道における 残留塩素濃度低下等の水質事故について

#### 1. 水質事故の概要

平成22年8月17日、青森県五戸町北部地区簡易水道（計画給水人口：168人、水源の種類：深井戸、処理方法：前塩素・凝集沈殿・急速ろ過）において、定期水質検査で給水栓における水が遊離残留塩素で0.1mg/Lを検出されなかった。消火栓で排水を行ったものの8月24日に至っても回復しなかつたため、8月26日11時に給水停止した。過去の毎日検査結果を確認したところ、7月13日頃から給水末端で残留塩素濃度が0.1mg/Lを下回っており、1ヶ月以上にわたり、衛生上問題のある水が供給されていた。

他簡易水道から給水車による浄水池への補給により、9月8日に給水再開し、浄水場からの給水は10月18日に再開した。

住民からの健康被害等は報告されていない。

#### (水質事故の経緯)

平成22年7月13日 給水末端で残留塩素濃度が0.1mg/L未満に低下。以後、0.1mg/L未満で推移。

平成22年8月17日 定期水質検査により残留塩素濃度が0.1mg/L未満であることを把握。消火栓で排水を継続したが残留塩素は回復しなかつた。

平成22年8月24日 原水や処理水等から線虫と疑われる物質が検出（後に纖維状物質であると訂正）。

平成22年8月26日 11時給水停止。

平成22年9月8日 他簡易水道から給水車による浄水池への補給により、給水再開。

平成22年10月18日 全項目検査結果に異常がないことから、浄水場からの給水を再開。

#### 2. 当該簡易水道の管理状況

当該簡易水道においては、浄水場管理業務や水質検査業務等を水道法24条の3第1項に基づき委託しており、受託者には受託水道業務技術管理者が置かれていたが、事業者には水道技術管理者がおかれておらず、水道法第20条の規定による毎日検査の実施や水道法第22条の規定による衛生上の措置に関する適切な業務が実施されていなかった。

水道法20条で定められている毎日検査（色、濁り、残留塩素）については、週7日のうち5日は町から委託により住民が給水末端で測定していたが、その他2日は給水末端での毎日検査は行われていなかつた。また、毎日検査結果は1ヶ月分一括で報告され、さらに報告書はチェックされずに放置されており、適切に対処できる体制とはなっていなかつた。

また、水道管理業務受託者において、浄水処理プロセスにおける水質状況を把握するうえで不可欠な連続水質計器（濁度計、pH計、残留塩素濃度計）については、定期的な校正が行われていないことや、一ヶ月以上にわたり給水末端で残留塩素濃度が0.1mg/L未満のまま何の対策も講じず放置

しており、水道法第22条の規定による衛生上の措置に関して適切な業務が実施されていなかった。  
その後、五戸町では、「北部地区簡易水道施設検証委員会」を設置して、今回の水質悪化の原因や今後の浄水場運転や排水管理等の施設管理について検討し、平成22年11月29日に「北部地区簡易水道施設検証委員会報告書」を公表した。